

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、今年10月に消費税が10%に引き上げられることに伴い実施される軽減税率制度の内容と、事業者が必要とされる対応について説明いたします。

軽減税率制度とは？

今年10月1日に消費税が10%に引き上げられますが、低所得者に配慮する観点から「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率制度の対象となる品目の消費税については、軽減税率8%が適用されます。

なお、軽減税率制度の実施にあたっては、諸手続きについて中小企業や小規模事業者が対応しやすいうように、簡素な方法による区分記載請求書等保存方式を実施した後、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）へ移行することになります。

軽減税率の対象となる品目

軽減税率の対象となる品目は、次のとおりです。

- 1 酒類・外食を除く飲食料品（食品表示法に規定する食品）
例えば：精米・野菜・鮮魚・精肉・パン・飲料など
- 2 週2回以上発行される定期購読契約が締結された新聞（電子版の新聞・コンビニなどで販売される新聞などは対象外）

「外食」は軽減税率の対象外です。ここでいう「外食」とは、テーブル、いす、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所で、飲食料品を飲食させるサービスをいいます。

また、ケータリングや出張料理等、顧客が指定した場所において、加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供も「外食」に当たります。

ただし、有料老人ホーム等の一定の生活を営む施設において行う一定の飲食料品の提供や学校給食等は、「ケータリング・出張料理等」から除外され、軽減税率の対象とされます。

なお、おもちゃ付のお菓子や、コーヒーとカップが一緒になっているコーヒーギフトセットなど、あらかじめ軽減税率の適用対象である食品（酒類を除く）と食品以外の商品とが一体として販売される一体商品（その一体商品の価格のみが提示されているものに限る）は、原則、軽減税率の対象外となりますが、販売価額（税抜）が1万円以下の商品で、その商品の食品から構成されている部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のものは、全体が軽減税率の対象となります。

軽減税率の対象となる具体的な内容

- 1 遊園地や動物園などで販売する飲食料品（酒類を除く）
国税庁は8月1日、軽減税率の対応について新指針を発表いたしました。
新指針では、園内での食べ歩きや、店の管理が及ばないベンチなどで飲食する場合、軽減税率が適用されることを明記いたしました。
適用施設としては、東京ディズニーランドやユニバーサル・スタジオ・ジャパンなど、幅広い施設が対象になります。
一方、園内の店舗が設置や管理をするベンチやテーブルなどで飲食する場合は「外食」とみなし、また、店側が設置や管理をしていなくても、店のメニューが置かれているベンチや、従業員が配膳するテーブルなどで飲食する場合は「外食」とみなして、軽減税率の対象外として10%の税率を適用します。
- 2 軽減税率（8%）が適用される具体例（酒類を除く）。
 - (1)遊園地や動物園などの大型施設
 - ・8% 施設内の売店（食べ歩きの場合）
 - ・10% 施設内のレストラン
 - (2)コンビニ（イートインあり）
 - ・8% 持ち帰り
 - ・10% イートイン

(3)その他

- ・ 8% 映画館の売店、ファストフードのテイクアウト、そばの出前及び宅配ピザの配達
- ・ 10% 自宅や職場などでのケータリング、ショッピングモール内のフードコート

軽減税率の対象品目を扱っている事業者の対応

軽減税率の対象品目を扱っている事業者は、次のような対応が必要です。

1 複数税率に対応したレジの導入

複数税率に対応したレジや会計システムへの改修が必要です。

2 領収書や請求書の様式変更

領収書や請求書に複数税率を記載できるように様式を見直します。

3 価格表示の見直し

店内飲食（標準税率10%）とテイクアウト（軽減税率8%）が混在する場合には、顧客への価格表示方法を見直します。

飲食料品などを扱っていない一般の事業者であっても、会議費や新聞図書費のような経費の中に軽減税率対象品が含まれています。そのため、**複数税率で経理処理ができるように、会計システムの見直し**は避けられません。

また、レジや会計システムを改修するだけでなく、それらを利用する従業員への教育にも時間がかかる点に注意したいものです。

事業者への支援制度

消費税率の引き上げと軽減税率導入にあたって、政府はさまざまな支援制度を用意しています。

1 軽減税率対策補助金

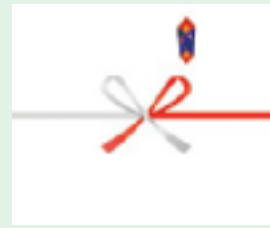
中小企業や小規模事業者が軽減税率に対応するための、レジ購入やシステム改修に対して補助金が支給されます。

2 キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引き上げに伴う需要平準化対策として、中小・小規模事業者におけるキャッシュレス取引へのポイント還元事業が始まります。この機会に新たにキャッシュレス決済端末を導入した場合、中小・小規模事業者における導入費用負担は、国と決済事業者が全額負担いたします。



「熨斗（のし）の由来」



贈答品に欠かせないのが熨斗紙（のし紙）。日本の伝統的なギフト包装に欠かせない熨斗は、伸ばして平らにする意味の

「伸す（のす）」の連用形が名詞化した言葉。古くは、火の熱で縮んだ布を伸ばす道具も「火熨斗（ひのし）」と呼ばれた。

進物に添えられる熨斗は、アワビの肉を薄く切り、伸ばして干したものを儀式用の着に用いた後、贈り物に添えられた熨斗鮑（のしあわび）の慣習に由来する。

古来、神事や祝辞にはお酒とともに海産物がつきもので、精の出る鮑を「長く延ばす」ことが延命に通じるとして、長生不死の妙薬として珍重されてきた。

相手の健康と長寿を祈る縁起物なので、弔事などの贈り物には熨斗は付けません。

9月の税務と労務

- ・ 国税／8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・ 国税／7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・ 国税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 9月30日

10月の税務と労務

- ・ 国税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- ・ 国税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 10月31日
- ・ 国税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- ・ 国税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 10月31日
- ・ 地方税／個人の道府県民及び市町村民税の第三期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／労働者死傷病報告（7月～9月分） 10月31日
- ・ 労務／労災の年金受給者の定期報告 10月31日
- ・ 労務／労働保険料第2期分の納付 10月31日